

「自衛隊馬毛島基地（仮称）の設置に伴う市民の不安と期待に関する確認事項」 に対する防衛省回答

これまでの「西之表市と防衛省との協議の場」での協議を踏まえて論点を整理し、課題を解消するため、7月22日に防衛大臣宛て「自衛隊馬毛島基地（仮称）の設置に伴う市民の不安と期待に関する確認事項」を提出しました。これに対して、8月10日、防衛省からの回答がなされましたので、内容についてその全文を掲載します。（口内が市確認事項）

※確認事項については、課題認識も付しており、7月25日発行の馬毛島だより第15号・16号その2に掲載しておりますのでご参照ください。

(1) 西之表市上空を飛ばない対策（訓練外の移動を含む。）を講じること。やむを得ず西之表市上空を飛行する、又は飛行した際には、事前又は事後に、その内容について、速やかに西之表市に報告すること。また、原因等について、西之表市に説明し理解を得ること。

1. 米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練です。FCLPの飛行経路は米軍と調整したものであり、緊急時を除き、お示しした以外の経路を飛行することはないと認識しています。
2. 馬毛島基地（仮称）においてFCLPを実施するに際しては、地域への影響を最小限にとどめることが重要だと考えており、その都度、米側に対して、FCLPの飛行経路を守るよう、改めて求めてまいります。また、FCLPを開始する前までに米側と調整すべき事項があれば、適切に対応してまいります。
3. 自衛隊機についても、馬毛島基地（仮称）において訓練を実施する際には、緊急時を除き、西之表市上空を飛行することはありません。

4. なお、やむを得ず西之表市上空を飛行する、又は飛行したとされる情報に接した場合には、西之表市に当該飛行に関する情報を提供する等、西之表市と緊密に連携して適切に対応してまいりたいと考えています。

(2) 早朝及び夜間、土曜日、日曜日及び祝日並びに盆及び年末年始における訓練のための飛行は避け、学校及び地域の諸行事、市民の生活に支障を生じさせないように配慮すること。

1. 国民の生命を守り平和な暮らしを維持するためには、自衛隊や米軍が十分な訓練を行う必要があります。その一方で、自衛隊や米軍の活動には地元自治体の御理解が重要であり、自衛隊や米軍の訓練に当たっては、地域に与える影響を最小限にとどめることが重要であると認識しています。
2. 米軍のFCLPについて、硫黄島では、年1～2回、基本的に1回の訓練当たり土日祝日を含む10日程度の連続した日程で実施されており、深夜・早朝にも実施されることがあります。馬毛島基地（仮称）におけるFCLPの実施に当たっては、こうした西之表市の御懸念も伝えた上で、飛行経路を遵守すると

もに、地域への影響を最小限にとどめるよう、その都度、米側に申し入れてまいります。

3. また、自衛隊の訓練については、現時点では深夜・早朝に実施する計画はありません。夜間や土日祝日等に実施する可能性はありますが、そのような訓練はできるだけ控える等、部隊運用に支障のない範囲で、住民の皆様のご生活に支障を生じさせないよう努めてまいります。

(3) 環境監視調査を行うなど継続的な騒音測定を実施し、騒音測定結果を公開するとともに、騒音状況の把握に努めること。

(4) 航空機騒音に係る環境基準を超えるような影響が見込まれる場合には、環境改善のための措置を講じること。

1. 航空機騒音について、馬毛島基地（仮称）の運用開始後 3 年程度、自主的な「環境監視調査」を実施し、騒音状況の把握に努め、その結果を西之表市に報告するとともに、公表してまいりたいと考えています。また、その調査結果等を踏まえ、適切な対応を検討してまいりたいと考えています。

(5) とりわけ配慮が必要である高齢者や障がいのある人等への健康に及ぼす影響に対する不安の払拭について、対策を講じること。

1. これまでも防衛省は、馬毛島基地（仮称）を整備した後の戦闘機の飛行状況や音の状況について地元の皆様に体験していただくためデモフライトを実施する等、地域の皆様の航空機騒音にかかる不安の払拭に資するような取組を行ってまいりました。

2. その上で、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）に基づく環境影響評価の手續において、航空機騒音については、全ての予測地点で基準値を下回ると予測していますが、馬毛島基地（仮称）の運用開始後 3 年程度、自主的な「環境監視調査」を実施し、FCLP が実施されている間であっても、実施されていない時であっても、種子島において継続的な騒音の状況の把握に努め、その結果を西之表市に報告するとともに、公表してまいりたいと考えています。また、高齢者や障がいのあ

る人等をはじめ地元の皆様の声に耳を傾けてまいりたいと考えています。

3. いずれにせよ、調査結果等を踏まえ、必要に応じて対策を講じることで、高齢者や障がいのある人等への健康に及ぼす影響に対する不安の払拭にも努めてまいります。

(6) 航空機騒音をはじめとする基地に関する市民からの苦情や問い合わせに対しては、国において責任をもって対応すること。

1. 今後とも、馬毛島基地（仮称）に関する市民の皆様からの問い合わせ等に対しては、西之表市と連携し、防衛省において責任をもって対応し、地域への影響が最小限となるよう取り組んでまいります。

(7) 米軍が馬毛島に常駐することがないようにすること。

1. 米軍は、FCLP を実施する際、一時的に馬毛島基地（仮称）を使用するものと認識しています。

(8) 西之表市に説明することなく、基地の機能強化及び自衛隊や米軍の訓練の追加を行わないこと。

1. 防衛省としては、自衛隊や米軍の活動には地元自治体の御理解が重要であると認識しています。

2. 馬毛島基地（仮称）に係る運用の態様の大きな変更等が見込まれる場合には、事前に御説明する等、西之表市と緊密に連携してまいります。

(9) 航空機及び艦船の運航並びに施設の運用等における安全確保に万全を期すこと。

(10) 航空機及び艦船の事故発生時において、地方公共団体（市、県等）や国の機関との連絡体制及び市民の不利益とならない処理体制を構築するとともに、再発防止を図ること。

1. 自衛隊の運用に際しては、安全確保を大前提とし、各種の安全対策を講じています。同様な考えの下、米側に対しても、従前から、安全管理に万全を期すよう求めているところです。

2. 自衛隊や米軍による事件・事故は、あってはならないものであると認識しており、地

元の皆様に不安を与えるものでもあることから、安全な運用に万全を期してまいります。万が一、事件・事故が発生した場合には、国が責任をもって適切に対応するとともに、再発防止に努めることとしています。

3. 馬毛島基地（仮称）においても、航空機等の運航及び施設の運用等における安全確保については、最優先の課題として、日米で連携して取り組んでまいります。

（11）周辺海空域の民間船舶及び民間航空機の運航並びに漁業を行う漁船の操業等、自衛隊や米軍の訓練（移動時を含む）により、地域のくらしに支障が生じないように、万全を期すこと。万が一、被害が生じた場合には、十分な補償を講じること。

1. 自衛隊や米軍による訓練やそのための移動に際しては、民間船舶の航行や民間航空機の運航に可能な限り制限や影響を与えないよう、関係者と調整する考えです。

2. なお、自衛隊が水面を利用した訓練を行う際には、馬毛島の周辺海域に一定の区域・期間における漁業の操業を制限又は禁止することがあり得ます。この場合は、これに伴い漁業経営上被る損失を適切に補償いたします。

（12）自衛隊及び米軍の訓練において、周辺海空域の制限を設ける場合には、事前に、その範囲、期間等を明示すること。

1. 周辺海空域に制限区域を設定する場合には、関係者と調整した上で、その範囲及び期間等を明示する考えです。また、西之表市に情報提供する等、適切に対応してまいります。

（13）有事における市民の不安を払拭するため、西之表市の住民避難計画の作成等に協力すること。

1. 防衛省・自衛隊は、平素から西之表市と緊密に連携しており、西之表市が行う住民避難のための具体的な計画作成にも協力すること等を通じ、市民の不安の払拭に努めてまいります。

（14）米軍構成員が西之表市（馬毛島を除く）へ出入りすることがないように対策を講じること。

1. 我が国において、米軍関係者であることのみを理由として、特定の地域への出入りを法的に禁止することはできないものと承知しています。その上で、米軍は、FCLPを実施する際、一時的に馬毛島基地（仮称）を使用するものであり、その期間中、米軍は馬毛島内において訓練とその支援活動に従事していることから、馬毛島以外の地域を訪問することは想定されていません。

（15）基地から出される排水、廃棄物等の処理については、万全な措置を講じること。

1. 馬毛島基地（仮称）から排出される汚水や航空機を洗機した際の排水については、処理施設で適切な水質に処理した上で放流する計画としています。また、自衛隊施設から生じる廃棄物についても、関係法令を順守し適切に処分します。

（16）トーチカを含む最高地（岳之腰）の景観、地形、遺構の保存については、適切な措置を講じること。

1. 岳之腰は、施設整備の計画範囲内にあるため、平坦に整地を行います。そのため、トーチカや岳之腰については、記録保存を行うこととしています。記録保存の内容やその具体的な取扱いについては、西之表市と御相談してまいりたいと思います。

（17）馬毛島小中学校の遺構等の活用について、西之表市の意向も踏まえ、検討すること。

1. 防衛省としては馬毛島の安定的な運用を確保する観点から、学校跡地を含め、馬毛島の全ての土地を取得したいと考えております。併せて、葉山漁港周辺における西之表市民との交流の場については、西之表市のお考えもよく伺いたいと考えています。

2. その上で、交流の場については、例えば、

①自然や歴史、文化の保存、情報発信

②児童や生徒の体験・学習や種子島の住民と自衛隊との交流の拠点とする

といったアイデアが考えられます。

3. いずれにしても、防衛省としては、馬毛島基地（仮称）の適切かつ安定的な運用を確

保しつつ、馬毛島の利活用についても、西之表市と御相談しながら、検討を進めたいと考えています。

(18) 基地建設着手後においても、国と西之表市が継続的に協議できる場を設けること。

1. 防衛省としては、西之表市と緊密に意思疎通を図りながら、地元の皆様の声に耳を傾けてまいりたいと考えており、馬毛島内における施設整備着手後も西之表市と継続的に御相談していくことができる場を設けたいと考えています。

2. 具体的な内容については、今後、西之表市との間で、引き続き、御相談してまいりたいと考えています。

(19) 将来世代まで含めた制度設計が求められる。西之表市が行う地域振興に係る取組みに、積極的に協力するとともに、交付金等について長期的な制度設計を検討すること。

1. 馬毛島基地（仮称）の設置については、防衛施設とは、無縁であった西之表市にとって極めて大きな変化であるとの御説明をいただきました。

2. 防衛省としては、防衛施設の設置・運用に伴う影響の緩和等のための措置を講じることとしており、馬毛島基地（仮称）に関しても、影響の実態等を踏まえて適切に対応する考えです。

3. また、これまでの協議の場において、馬毛島基地（仮称）の設置に伴い、行政需要の増加が見込まれるなどの説明を受けてきたところであり、地元の皆様の御要望も伺いつつ、馬毛島基地（仮称）の整備に伴い交付される可能性のある駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号）に基づく再編交付金や防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）に基づく民生安定施設の助成などを活用する等、西之表市が行う地域振興に係る取組に関し、最大限の協力を行ってまい

ります。

4. 具体的な内容については、今後御相談してまいりたいと考えています。

(20) 漁業への影響に対し、漁業補償のみでなく、漁業資源の再生や漁業振興策に積極的に取り組むこと。

1. 港湾施設の整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設の整備に伴い漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。また、港湾施設の整備により消失する海域動植物の生息・生育場について、創出も含めた措置を検討し、専門家等の指導・助言を得て適切な措置を講じてまいります。

2. また、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく民生安定施設の助成なども活用し、地元の皆様の御要望も伺いつつ、漁業振興策についても取り組んでまいります。

3. その上で、例えば、馬毛島基地（仮称）の整備に伴い交付される可能性のある交付金は、公共施設の整備といったハード事業のみならず、漁業の振興等のソフト事業にも活用することができます。

(21) 日米地位協定について、全国知事会・全国市長会の要望に的確に対応すること。

1. 日米地位協定は、同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。今後とも、目に見える取組を積み上げることにより、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していく考えです。